

嵌植義歯研究所会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、嵌植義歯研究所 Implant Dentistry Institute (I.D.I.) と称する。

(事務局)

第2条 会の事務局は、医療法人懸田積仁会懸田歯科医院内（宮城県仙台市青葉区本町1丁目2番16号）におく。

(目的)

第3条 本会は口腔インプラント学の進歩・発展と医療の向上に寄与し、合わせて会員相互の理解と親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は本会の目的に賛同する者をもって構成する。

第5条 会員は歯科医師、大学教職員および関連業種に従事し、口腔インプラント学に興味ある者とする。

第6条 会員は年会費を納めなければならない。

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の入会届事項を記入し、入会金及び1年分の年会費を添えて本会事務局に申し込まなければならない。

(異動及び退会)

第8条 転居その他異動が生じた場合、あるいは退会しようとする場合には、文書に必要な事項を記入して速やかに本会事務局に通知しなければならない。

第9条 3年にわたり年会費を納入しない者は退会したものとみなす。

(休会)

第10条 休会を希望する者は、休会申請書に記載のうえ事務局に提出をし、施設長の承諾を得ることとする。

休会は1年間とし3年を上限とする。

休会期間の会費納入は免除とする。ただし在籍期間から除外する。

(除名)

第11条 会員で本会の名誉を著しく毀損するような行為があった場合には、運営委員会の

第3章 役員 議を経て除名することができる。

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

所長（施設長） 1名

運営委員 5名

監事 1名

(役員の任務)

- 第13条 所長は本会を代表し、会務を統括する。
所長に支障のあるときは運営委員がこれを代行する。
運営委員は会務を執行する。
監事は会計監査及び業務監査を行う。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
また役員に欠員が生じた場合は第12条に基づいて補充する。
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

- 第15条 役員の報酬額は以下の通り定める。
年間 20,000円

(役員の解任)

- 第16条 役員が心身の故障のため、任務の遂行にたえないと認められたとき、および役員としてふさわしくない行為があったときには、運営委員会の議を経て解任することができる。

第4章 会議

(運営委員会)

- 第17条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、5年間保存しなければならない。
- 1) 会議の日時及び場所
 - 2) 会議に出席した構成員の氏名
 - 3) 議決事項および議事の経過
- 議事録には議長および出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人が署名しなければならない。

第5章 事業

(事業)

- 第18条 本会は、公益社団法人日本口腔インプラント学会認定講習会を実施する。
本会は、年1回以上学術講演会を行う。
- 第19条 本会の事業年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6章 会計

(会計)

- 第20条 会計は会員の納付する年会費、入会金および寄付金をもって維持し、年1回報告する。

(会費)

- 第21条 会員の年会費は1万5千円とする。ただし、歯科医師以外は5千円とする。
入会金は5万円とする。ただし、認定講習会受講者は入会金を免除する。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第7章 会則の改正

第23条 この会則を改正する場合は、運営委員会において決定する。

附則

第1条 本会則は、2012年1月13日に制定し、この日をもって施行する。

第2条 この改正は2026年4月1日から施行する。